(ア)　北緯三六度〇三分一二秒　東経一四一度二〇分四八秒
(イ)　北緯三六度三八分一一秒　東経一四一度二〇分四八秒
(ウ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一四一度五七分四八秒
(エ)　北緯三六度一一分一二秒　東経一四一度四七分四八秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

**〇防衛省告示第百五十八号**

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年八月十八日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十二年九月一日から同年十月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒
(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

**〇中部地方整備局告示第百十六号**

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十二年八月十八日

中部地方整備局長　富田　英治

名称　国営木曽三川公園
位置　愛知県稲沢市祖父江町捨町野猿尾北
区域　別紙図面のとおり（略）

（中部地方整備局に閲覧所を設け、平成二十二年八月十八日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十二年八月十八日

**〇中部地方整備局告示第百十七号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月十八日

中部地方整備局長　富田　英治

その関係図面は、平成二十二年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十三号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 豊橋市前芝町字山内五二番一から同市前芝町字山内三七番一 | 前 | 五六・〇〇メートル | 〇・〇八〇キロメートル |
| | 後 | 五六・〇〇メートル | 〇・〇八〇キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

**〇近畿地方整備局告示第百八十六号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年八月十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　14
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社兵庫確認検査機構
三(1)　評価員の氏名の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | — |
| 変更後 | 森田　秀俊 |

(2)　変更年月日　平成二十二年七月十五日
四(1)　役員の氏名の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | — |
| 変更後 | 福本　敏夫 |

(2)　変更年月日　平成二十一年十二月十二日

**〇四国地方整備局告示第七十七号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月十八日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百九十二号及び三百十八号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 徳島県名西郡石井町石井字石井四〇六番六から同町石井字石井三八番一七まで | 前 | 一二・三〇メートル | 〇・四六〇キロメートル |
| | 後 | 一二・五二メートル | 〇・四六〇キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

**〇四国地方整備局告示第七十八号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月十八日

四国地方整備局長　足立　敏之

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 百九十二号及び三百十八号 | 徳島県名西郡石井町石井字石井四〇六番六から同町石井字石井三八番一七まで | 四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十二年八月十八日